



平成22年6月16日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社  
代表取締役社長 青木毅  
(コード番号:3390)  
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳  
電話番号 03-6858-0411

### 社内調査委員会の調査報告書(追加)に関するお知らせ

当社は、本日開示の「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、平成22年4月19日付で、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる有価証券報告書及び平成20年3月期にかかる半期報告書の訂正報告書を、平成22年4月20日付で平成19年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期以降の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

また、これに伴い、平成22年4月19日付で過年度決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の訂正を行いました。

当社は過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施しておりましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行っておりました。

その結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明いたしましたので、別添「社内調査報告書(追加)」のとおり報告いたします。

社内調査委員会は、「社内調査報告書(追加)」の内容について社外調査委員会への報告を行っており、社外調査委員会においては今後の対応について検討いただいております。

なお、過年度決算訂正額ならびに年度毎の損益の修正状況につきましては、下記に記載のとおりです。

【過年度決算訂正額ならびに年度毎の損益修正状況】

記

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	1,703,652	1,698,852	△4,800
平成18年3月期	3,286,664	3,286,464	△200
平成19年3月期中間	1,562,579	1,442,779	△119,800
平成19年3月期	2,733,538	2,617,238	△116,300
平成20年3月期中間	1,076,992	1,093,492	16,500
平成20年3月期	2,309,607	2,326,107	16,500
平成21年3月期第1四半期会計期間	660,151	655,151	△5,000
平成21年3月期第2四半期会計期間	476,915	476,915	—
平成21年3月期第3四半期会計期間	522,397	522,397	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(注) 平成22年3月期の売上に与える影響は生じない見込みであります。

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	27,253	22,453	△4,800
平成18年3月期	△17,646	△104,410	△86,764
平成19年3月期中間	68,036	134,800	66,764
平成19年3月期	△228,578	△158,313	70,264
平成20年3月期中間	△324,237	△307,737	16,500
平成20年3月期	△758,996	△742,496	16,500
平成21年3月期第1四半期会計期間	19,582	14,582	△5,000
平成21年3月期第2四半期会計期間	△159,652	△159,652	—
平成21年3月期第3四半期会計期間	△213,820	△213,820	—
平成21年3月期	△578,887	△578,887	—

(注) 平成22年3月期の損益に与える影響は生じない見込みであります。

以上

社内調査報告書（追加）

平成22年6月16日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社社内調査委員会

## 社内調査報告書(追加)

平成22年6月16日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

監査役会 御中

社外調査委員会 御中

社内調査委員会  
委員長 青木 毅

### 1. 本報告にいたるまでの経緯

当社は、過去の決算における一部の取引に関する会計処理の修正を要する可能性のある事象の判明後、平成22年3月26日付「過去の業績に影響を与える事象の発生及び社内調査委員会の設置に関するお知らせ」および平成22年4月5日付「社外調査委員会設置に関するお知らせ」、平成22年4月19日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」、平成22年4月19日付「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、平成22年4月19日付「過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日付で、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる有価証券報告書及び平成20年3月期にかかる半期報告書の訂正報告書を、平成22年4月20日付で平成19年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期以降の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

また、これに伴い、平成22年4月19日付で過年度決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の訂正を行いました。

社内調査委員会（以下、「当委員会」といいます。）は、関係者への事情聴取、契約書・検収書等、証憑類（複写や電子データを含む）の収集・分析・精査、会計帳簿の収集・分析、その他システムの実態に関する調査・結果報告を行い、平成22年4月19日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」にて概要を公表いたしました。

当委員会は、過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施しておりましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行っておりました。

その結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

### 2. 会計監査人による再監査の開始

また、当社は、当社会計監査人に対し、過去の決算における一部の取引に関する修正内

容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要する可能性について説明を行うとともに、過年度提出済有価証券報告書（平成18年3月期から平成21年3月期）、半期報告書（平成17年9月中間期から平成19年9月中間期）及び四半期報告書（平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第1四半期、以下併せて「過年度財務諸表等」といいます。）に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請し、それを受けて、当社会計監査人は平成22年5月14日から再監査を開始いたしました。

### 3. 過年度財務諸表等の訂正報告書の提出

当社は、平成22年6月16日に、過年度財務諸表等の訂正報告書及び平成22年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期までの訂正四半期報告書を財務局に提出し、かつ、過年度決算短信（平成18年3月期から平成21年3月期）、過年度中間決算短信（平成17年9月中間期から平成19年9月中間期）及び過年度四半期決算短信等（平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期）の訂正についての適時開示も行うことといたします。

### 4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正

#### (1) 前回修正内容の訂正

##### ①取引先A社との取引

売上金額：100,000,000円

本件について、当時、A社との交渉及び契約締結手続きなどを担当していた取締役管理部長へ売上の内容に関するヒアリングを行った結果、「過去に納品したシステムへの対価である。」とのことでしたが、当社としては、平成19年度中間期まで開発が行われていたことと、平成18年3月期におけるA社に対する1億円には「将来の共同事業に関する一部費用の負担」も含まれると認識し、入金日（平成18年4月20日）が帰属する平成19年3月期の売上とすることが妥当であると判断し、平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書を訂正いたしました。

しかしながら、この度、本件計上科目の妥当性について再度検討した結果、計上科目の妥当性が十分ではないとの判断に至ったため、当社会計監査人と協議の上、1億円は売上ではなく特別利益として平成19年3月期に計上することとし、平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書を訂正いたしました。

## ②取引先G社との取引

売上金額：4,800,000円

本件について、当時のG社との取引に関わった複数のプロジェクト担当者へヒアリングを行ったところ、検収書の存在、日付、自身が回収したかどうかを含めて明確に記憶に無いとの回答であり、検収書の信頼性が疑われること、請求書発行記録が平成18年4月20日になっている（請求書発行日付は平成18年3月31日となっている）こと及び入金が平成18年5月であり、7ヶ月間入金がなかったため、当社会計監査人と当該売上の計上時期について協議した結果、当社は、本件売上については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書を訂正いたしました。しかしながら、リリースの実態にてらして、本件売上計上時期について再度検討した結果、平成18年3月の売上として計上することが妥当であるとの判断に至ったため、当社会計監査人と協議の上、平成18年3月期半期報告書及び同有価証券報告書並びに平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書の再訂正を行うことといたしました。また、本件売上は平成17年8月に計上されていたものであるため、合わせて平成18年3月期中間決算短信の訂正も行うことといたしました。

## ③取引先C社との取引

売上金額：21,510,000円

本件について、当時のプロジェクト担当者で契約締結の為の稟議、捺印申請を担当していたソリューションデザイン部担当者へヒアリングを行ったところ、検収書の存在、日付、自身が回収したかどうかを含めて明確に記憶していないとの回答でした。検収書の信頼性が疑われることから、開発実態を確認したところ、いずれの案件もシステム開発が平成18年4月以降に実施されていた為、当社は、当該売上については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書を訂正いたしました。その後、リリースの実態をより詳細に確認したところ、平成18年9月からC社側でシステムの利用が可能な状態になっていたことが確認できた為、当社会計監査人と協議の上、平成19年3月期第1四半期及び同第2四半期の決算短信の訂正を行うことといたしました。

## ④取引先B社との取引

売上金額：53,619,048円

当時、検収書を回収したと思われる取締役管理部長へヒアリングを行ったところ、明確な記憶はないが、システム構築は完了しているという認識の下で検収書を受領したとのことでした。しかし、当時の売上計上用社内帳票に平成18年4月に入ってから検収書（平成18年3月31日付）を受領したと思われる記載があり、検収書の信頼性が疑われることから、開発実態を確認したところ、システム開発が平成18年4月以降に実施されていた為、当社は、当該売上については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書を訂正いたしました。その後、リリースの実態をより詳細に確認したところ、36,000,000円相当の開発の最終リリースが平成18年9月に行われていることが判明した為、弊社会計監査人と協議の上、当該案件に関する売上36,000,000円について平成19年3月期第1四半期及び同第2四半期の決算短信の訂正を行うことといたしました。

#### ⑤税効果会計

前回、平成18年3月期から平成19年3月期に売上計上時期を修正した案件については、平成18年3月期において将来減算一時差異に該当すると判断し、繰延税金資産を計上いたしました。しかしながら、当該売上計上時期を修正した案件については、現時点における課税上の取り扱いが不明であることから、当社会計監査人と協議の上、将来減算一時差異とすることは妥当ではないと判断いたしました。よって、平成18年3月期、平成18年9月中間期、平成19年3月期における税効果に関する会計処理を取り消すことといたしました。

### (2) 一部の取引に関する新たな修正

#### ①取引先V社との取引

売上金額：20,000,000円

当社と当社会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていましたが、本件についてリリースの実態を確認したところ、当社にて保管している検収書の日付は平成18年9月14日となっておりますが、リリースが平成18年12月まで実施されていることが判明いたしました。よって、当社は本件売上については平成18年9月ではなく、平成18年12月に計上すべきであると判断し、平成19年3月期半期報告書、決算短信を訂正いたしました。

#### ②取引先W社との取引

売上金額： 4,500,000円

当社と当社会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていましたが、本件についてリリースの実態を確認したところ、当社にて保管している検収書の日付は平成19年2月28日となっておりますが、リリースが平成19年4月に実施されていることが判明いたしました。よって、当社は本件売上については平成19年2月ではなく、平成19年4月に計上すべきであると判断し、平成19年3月期有価証券報告書、平成20年3月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信を訂正いたしました。

#### ③取引先X社との取引

売上金額 12,000,000円

当社と当社会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていましたが、本件についてリリースの実態を確認したところ、当社にて保管している検収書の日付は平成19年3月15日となっておりますが、リリースが平成19年9月まで実施されていることが判明いたしました。よって、当社は、本件売上については平成19年3月ではなく、平成19年9月に計上すべきであると判断し、平成19年3月期有価証券報告書、平成20年3月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信を訂正いたしました。

#### ④取引先Y社との取引

売上金額： 5,000,000円

当社と当社会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていましたが、本件についてシステム提供の実態を確認したところ、当社にて保管している検収書の日付は平成20年6月30日となっておりますが、ハードウェアの設置、ミドルウェアのキッティングなどのシステム提供が平成21年1月に行われていることが判明いたしました。よって、当社は、本件売上については平成20年6月ではなく、平成21年1月に計上すべきであると判断し、平成21年3月期第1四半期報告書、同第2四半期報告書、同第3四半期報告書、決算短信を訂正いたしました。

#### ⑤取引先Z社との取引

売上金額： 5,000,000円

当社と当社会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていましたが、本件リリースの実態を確認したところ、当社にて保管している検収書の日付は平成18年3月28日となっておりましたが、リリースが平成18年6月に実施されていることが判明いたしました。よって、当社は、本件売上については平成18年3月度ではなく、平成18年6月に計上すべきであると判断し、平成18年3月期有価証券報告書並びに平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信を訂正いたしました。

### (3) 会計処理の影響額

平成18年3月期における不適切な会計処理が、過年度の売上高に与える影響額及び平成21年3月期の決算数値に与える影響額は、以下のとおりであります。

なお、不適切な会計処理による影響額を織り込んだ過年度の財務諸表に関する書類の訂正につきましては、平成22年6月16日に、過年度財務諸表等の訂正報告書及び平成22年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期までの訂正四半期報告書を財務局に提出し、かつ、過年度決算短信（平成18年3月期から平成21年3月期）、過年度中間決算短信（平成17年9月中間期から平成19年9月中間期）及び過年度四半期決算短信等（平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期）の訂正についての適時開示も行うことといたします。

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	1,703,652	1,698,852	△4,800
平成18年3月期	3,286,664	3,286,464	△200
平成19年3月期中間	1,562,579	1,442,779	△119,800
平成19年3月期	2,733,538	2,617,238	△116,300
平成20年3月期中間	1,076,992	1,093,492	16,500
平成20年3月期	2,309,607	2,326,107	16,500
平成21年3月期第1四半期会計期間	660,151	655,151	△5,000
平成21年3月期第2四半期会計期間	476,915	476,915	—
平成21年3月期第3四半期会計期間	522,397	522,397	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(注) 平成22年3月期の売上に与える影響は生じない見込みであります。

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	27,253	22,453	△4,800

平成 18 年 3 月期	△17,646	△104,410	△86,764
平成 19 年 3 月期中間	68,036	134,800	66,764
平成 19 年 3 月期	△228,578	△158,313	70,264
平成 20 年 3 月期中間	△324,237	△307,737	16,500
平成 20 年 3 月期	△758,996	△742,496	16,500
平成 21 年 3 月期第 1 四半期会計期間	19,582	14,582	△5,000
平成 21 年 3 月期第 2 四半期会計期間	△159,652	△159,652	—
平成 21 年 3 月期第 3 四半期会計期間	△213,820	△213,820	—
平成 21 年 3 月期	△578,887	△578,887	—

(注) 平成 22 年 3 月期の損益に与える影響は生じない見込みであります。

#### 5. 一部の取引に関する新たな修正の発生原因と今後の当社の採るべき対応について

一部の取引に関する新たな修正が発生した原因について、社内調査委員会としては、平成 22 年 4 月 19 日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」にて報告の上で修正を行った案件と同様に、決定的な記録や証憑は確認できていないものの、当時の社内会議資料や当時在籍していた社員からのヒアリングの結果等から、当社の元代表取締役社長が不適切な会計処理に関して主導的な立場で関与した可能性が高いと判断しております。また、当時の当社において不適切な会計処理が発生した原因についても、平成 22 年 4 月 19 日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」にて報告の通り、元代表取締役社長に対して同人の考え方や方針に当社役職員が反対意見を唱える環境になく、元代表取締役社長に対する監視・監督・監査が適切に機能しうる状況が欠如していたという当時の当社の統制環境の問題、社内稟議システムや社内各部門間の相互牽制が十分に働いていなかったという組織体制及び業務処理上の問題、監視活動の問題に分類整理されると認識しております。また、当社においては、すでに新経営体制の下で、企業風土の改善、コーポレート・ガバナンスの改善、コンプライアンス意識の改善など統制環境の不備に対する改善策、社内稟議システムや組織体制に関する改善策、内部監査室の人員増員等監視活動の改善に取り組んでおりますが、今後、当該再発防止策を確実にかつ継続して実行し、信頼回復に全力で取り組むべきであると考えます。

以 上